

# 福島県水道整備基本構想改定案に係る県民意見公募の実施結果について

平成26年4月11日  
福島県保健福祉部食品生活衛生課

- 1 意見募集を実施した案件名  
福島県水道整備基本構想改定案について
- 2 意見募集期間  
平成26年2月19日（水）～平成26年3月18日（火）
- 3 実施方法  
県政情報センター（県庁西庁舎1階）、各地方振興局（県北を除く。）の県政情報コーナー、各保健福祉事務所、福島県のホームページ及び食品生活衛生課において実施要領及び改定案を公表し、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより意見を募集しました。
- 4 意見の件数  
1名の方から1件の御意見が寄せられました。
- 5 意見の結果  
提出された御意見のうち、原案等を修正するに当たって反映させた御意見の数は0件でした。  
御意見と県の考え方は、別紙のとおりです。
- 6 決定した計画等の名称  
福島県水道整備基本構想2013 福島県くらしの水ビジョン ～東日本大震災を経て～
- 7 問い合わせ先  
福島県保健福祉部食品生活衛生課  
〒960-8670  
福島市杉妻町2-16  
電話：024-521-7244  
電子メール：kankyousei@pref.fukushima.lg.jp

「福島県水道整備基本構想2013 福島県くらしの水ビジョン ～東日本大震災を経て～」に対する県民意見公募(パブリックコメント)と県の考え方

番号	ページ	行	該当箇所	意見の内容	対応方針の理由(考え方)
1	総論			<p>未曾有の東日本大震災からもうすぐ3年になる。私の地区は1週間も断水が続いた。私は水道局に直接に足を運び、自衛隊の給水車の手配をして3日目より水の配給が始まった。市役所での話によれば、この地区は井戸もあるので大丈夫だろうと思っていたらしい。とんでもない話である。さらには、原発事故が原因となり放出された大量の放射性物質。現在も事故は収束せず大気等に垂れ流し状態である。福島県は国等と真剣に飲料水の安全対策を講じなければならぬだろう。確か、1947年に水道法が出来た訳だが(蛇口から0.1PPm以上の塩素が検出されないと水道ではないという規定)、世界195カ国で塩素消毒しているのは日本だけだ。そこへ放射性物質なのだから福島県民はかわいそうだ。だから、復旧費でなくて復興費から予算計上して、浄水場等にALPS浄化装置のような原発汚染水浄化の為に使用されている特殊フィルターで放射性物質を濾すシステム整備の充実強化をすべきだろう。</p>	<p>水源や浄水場などの水道施設における放射性物質対策につきましては、県といたしましても、放射性物質の影響下での水道運営と復旧の現状・課題として、強く認識しているところであります。今回改定します水道整備基本構想におきましても、「放射性物質の影響を踏まえた水道対策」という章を新たに設け、放射性物質対策に対する取組や考え方を記載したところであります。御提言いただいた放射性物質浄化装置の導入に関する御意見につきましては、具体的な施策の一つと認識しており、基本構想という位置づけから本文中での記述は難しいと思いますが、今後の水質を高めるための具体的な施策の検討や、国との調整・協議において活用させていただきたいと考えております。</p>